

トレーニングセンター 利用料金表

屋内施設 個人利用料

区分	金額（1回につき）	
	平日	日曜、土曜及び休日
児童・生徒	100円	150円
一般	200円	300円

※休日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

※児童・生徒とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学する児童又は生徒をいう。

※一般とは、児童・生徒以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。

屋内利用料

		昼間			夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
競技場兼集会室	スポーツ	1,410円	1,980円	3,390円	2,940円	6,330円
	その他	2,820円	3,960円	6,780円	5,880円	12,660円
和室（1室につき）		860円	1,110円	1,970円	1,110円	3,080円
調理室		1,410円	1,900円	3,310円	1,900円	5,210円
研修室		1,680円	2,230円	3,910円	2,230円	6,140円

屋外利用料

		午前9時から 午後11時まで	午後11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで
テニスコート （1面につき）	平日	810円	810円	810円	810円
	日曜、土曜及び休日	1,210円	1,210円	1,210円	1,210円

1. 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
2. 屋内施設に係る午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）その利用に係る時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
3. この表の時間外において利用するときの屋内施設に係る利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
4. この表の時間外において利用するときの屋外施設に係る利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは、これを100円に切り上げる。）とする。
5. 競技場兼集会室において、昼間電灯を利用した場合は、1時間につき100円を徴収する。
6. 放送設備を利用した場合は、1時間につき360円を徴収する。